

協議案件（２） （令和８年度分）地域公共交通確保維持改善事業の変更申請について

1 協議内容

- ①令和７年度第１回豊田市公共交通会議（令和７年６月１８日開催）で協議した地域公共交通計画（地域間幹線系統）について、車両購入に係る補助申請の変更認定申請を行う。
- ②令和７年度第４回豊田市公共交通会議（令和８年２月６日開催）で協議した令和８年度計画について、計画額等に修正の必要が生じたため、変更認定申請を行う。

2 変更理由

- ①令和８年度計画申請において、公有民営方式で１台車両の取得計画申請をしたが、別に検討していた燃料電池バスの導入の目途が立ったため、令和８年度分の車両導入の計画申請を取り下げる。
- ②令和８年４月１日から豊田市バス停を西口集約したことに伴い、令和８年３月に路線改編の計画変更認定申請を行ったが、「小原・豊田線」に関する運行系統の内容に誤りがあったため。

3 提出書類

【地域間幹線系統】

- (１) 地域公共交通計画変更認定申請書（様式第１－２）
- (２) 令和８年度地域間幹線系統補助申請書類

※運行事業者である名鉄バス株式会社の財務関係の情報が多岐に渡り記載されていることから、本会議では添付を一部省略します。

- (３) 公共交通計画別紙

4 今後の手続

本会議での承認後、豊田市から、中部運輸局愛知運輸支局へ上記書類を提出します。

5 変更について



6 公有民営補助について

地域公共交通確保維持事業 陸上交通：車両購入に係る補助

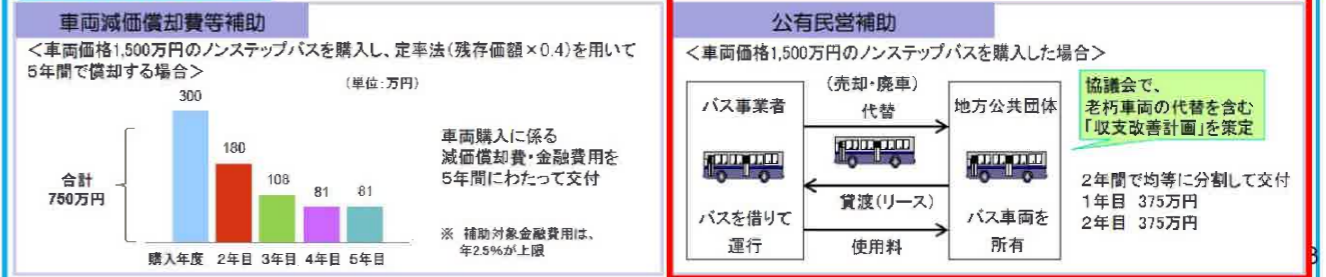


厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
 - 【車両減価償却費等補助】
 - 幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
 - フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
 - 【公有民営補助】
 - 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
 - 【車両減価償却費等補助】
 - 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通利便増進計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助も可)
 - 【公有民営補助】
 - 補助対象車両購入費用
 - ※補助対象経費の限度額
 - ① ノンステップ型車両：1,500万円
 - ② ワンステップ型車両：1,300万円
 - ③ 小型車両：1,200万円
 - ④ 都市間連絡用車両：1,500万円
- 補助率 1/2
- 主な補助要件(詳細は交付要綱表11をご参照ください)
 - ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
 - ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
 - ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ



国土交通大臣 殿

氏名又は名称 豊田市公共交通会議
住 所 豊田市西町3丁目60番地
代表者氏名 会長 鈴木 学

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 年 月 日付け第 号の で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

- ① 令和8年6月25日
- ② 令和8年4月 1日

○ 変更箇所

- ・ 地域公共交通計画別紙
- ・ 表 1
- ・ 表 2
- ・ 様式 1-5
- ・ 表 8
- ・ 表 9

○ 変更理由

- ① 令和8年度計画申請において、公有民営方式で1台車両の取得計画申請をしたが、別に検討していた燃料電池バスの導入の目途が立ったため、令和8年度分の車両導入の計画申請を取り下げる。
- ② 令和8年4月1日から豊田市バス停を西口集約したことに伴い、令和8年3月に路線改編の計画変更認定申請を行ったが、「小原・豊田線」に関する運行系統の内容に誤りがあったため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和7年6月提出 計画申請 表8

表8 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	地方公共団体名	補助対象車両数	公有民営方式車両購入費に要する国庫補助額 (千円)
豊田市	豊田市	1	7,500
		変更後 0	0

令和8年3月提出 計画変更認定申請 表1

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
豊田市	名鉄バス株式会社	(1) 旭・豊田線 (第1号)	12,864.5	
	名鉄バス株式会社	(2) 小原・豊田線 (第2号)	25,680.5	
	名鉄バス株式会社	(3) 藤岡・豊田線(西中山経由) (第3号)	9,459.5	
	豊栄交通株式会社	(4) 藤岡・豊田線(加納経由) (第47号)	9,325.5	
	豊栄交通株式会社	(5) 下山・豊田線 (第48号)	16,497.5	
	豊栄交通株式会社	(6) さなげ・足助線 (第49号)	20,648.5	
	高岡ふれあいバス 運行共同企業体	(7) 高岡ふれあい②路線 (第58号)	7,700.5	
合 計			102,176.5	

変更後
25,672.5千円 (8千円減)

(注)

- 1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
- 2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

令和8年3月提出 計画変更認定申請 表2 抜粋

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ブ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 415.88 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ない方の額 ソ			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度(R4)			基準期間の前年度(R5)			基準期間(R6)							
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の運賃改定による増収分 f×コ÷(1+コ)×フ=g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ-h=ノ	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益	経常収益	実車走行キロ					補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益		
東海	第1号			247,471.2km	102,918,322円	89.30円	12.21円	12.21円	89.30円	101.51円	26,463,226	248,831.1	106.35	22,760,380	248,333.5	91.65	26,384,108	247,618.2	106.55	22,099,179円	80,819,143円	46,313,244円	46,313,244円
"	第2号			274,447.8km	114,137,351円	151.19円	21.23円	21.23円	151.19円	172.42円	41,410,838	258,614.4	160.12	44,377,976	258,251.2	171.84	49,253,786	265,784.0	185.31	41,493,763円	72,643,588円	51,361,807円	51,361,807円
"	第3号			101,094.0km	42,042,972円	203.67円	26.88円	26.88円	203.67円	230.55円	25,310,036	110,687.6	228.66	25,245,377	110,542.0	228.37	24,724,301	105,378.6	234.62	20,589,815円	21,453,157円	18,919,337円	18,919,337円
合計				623,013.0km	259,098,645円						93,184,100	618,133.1		92,383,733	617,126.7		100,362,195	618,780.8		84,182,757円	174,915,888円	116,594,388円	116,594,388円

→ 274,359.6 km (▲88.2 km)

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係わるもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック県外乗入部分以外に係わるもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	第1号		46,313,244円	46,313,244円	25,729,580円	25,729千円	12,864.5千円	102,096,717円	89,232,217円	0.0%	89,232,217円	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
"	第2号		51,361,807円	51,361,807円	51,361,807円	51,361千円	25,680.5千円	96,240,609円	70,560,109円	0.0%	70,560,109円	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
"	第3号		18,919,337円	18,919,337円	18,919,337円	18,919千円	9,459.5千円	30,145,219円	20,685,719円	0.0%	20,685,719円	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
合計			116,594,388円	116,594,388円	96,010,724円	96,009千円	48,004.5千円	228,482,545円	180,478,045円	円	0.0%	180,478,045円	100.0%	円	0.0%	円	0.0%	

→ 25,672.5千円 (▲8千円)

小原・豊田線